

第三章 権力に加担した労働組合

7・28に至る背景

レッド・パージの展開には、労働組合が何層にも入り組んで深く関わり合っている。日本の労働組合は、戦争政権によって壊滅させられたあと、戦後、ポツダム宣言に基づくGHQの占領政策によって復活した。GHQの狙いは、日本が二度とアメリカの脅威とならないよう、軍事をゼロにし、軍事国家をもたらしした勢力を潰し尽くすため、対抗勢力をつくり出すことだった。

当初、その意に叶ったのが、共産党と同調群。GHQによる超法規指令（マッカーサー10・4覚書）によって徳田球一ら政治犯が一斉釈放されて10日後、再刊された共産党機関紙『赤旗』（當時）は、天皇批判で視座を鮮明にすると共に「アメリカ軍が日本を民主国家に解放した」とGHQへの共感を掲げた。

先にも紹介のオプラー（GHQ法制課長）による「共産党員は例外なしに、占領軍が排除すべく命じられた全ての勢力、即ち戦争首謀者、封建主義、財閥その他の勢力と戦ってきた日本の唯一のグループであった。……かくて、連合国最高司令官がまず日本民主主義化の任務を負っていることに照らすと、彼等は占領軍の目的を支持し、さからったりしない限り、共通の敵に対する幾分信用のおけない同盟者とみなされた」との談は、初期GHQの明快な本音といえる。

GHQが日本政府に指示した民主化の眼目は、女性の解放（男女

同権）、労働組合の助成（団結権）、教育の自由化、専制政治の廃止、経済の民主化と多々あるが、中でも労働組合の助成は、労働3法（労働組合法・労働関係調整法・労働基準法）の制定を軸にして強力に進められ、文字通り雨後の筍となった。既に、8・15を遡る1945年2月には世界労連（WFTU）が発足しており、この眼鏡にかなう筍集団をどう結成させるか、これが占領政策の実績を示す喫緊となってくる。

●新聞単一がさきがけ

このさきがけを果たしたのが新聞単一（日本新聞通信放送労働組合）。日本中の新聞労働者を一つに取りまとめたから「新聞単一」と呼ぶ。全国各地の新聞社でそれぞれに発足した労働組合を一本化し、各労組を「単一」の支部に再編成して、1946年2月9日に結成大会を成功させている。委員長に朝日の聴涛克己、副委員長に読売報知の鈴木東民、書記長に毎日の牧野純夫、33支部をもって発足した。通信は、時事、共同の2支部、放送はNHK支部。同年8月末には52支部3万9777人に達している。

新聞単一は、発足と同時に、他産業の労働組合に向け、全国連帯組織の結成を呼びかける。これが産別（全日本産業別労働組合会議）で、8月19、21日の結成大会をもって成立している。新聞が先駆けとされる所以でもあり、加盟21単産165万人、初代議長には聴涛が就いた。これより先、8月1日に、戦前からの総同盟（日本労働組合総同盟）が復活していたが、組織人員において産別が総同盟の倍を超えていた。

これが戦後日本の労働運動の草分けとなるが、出足の良さに反して、あとは順風満帆とならない。後講釈を先にすれば、頭先行で足腰の鍛えが全くなかった。一番の弱点は企業利益を優先する帰属意識の強さで、まず儲け、それから分配という考え方が根強く、企業の枠を超えて連帯するという考え方に馴染めなかった。

とくに軸となるはずだった新聞が度々難しいまでの身勝手体質にはまっぴりして、協調精神に乏しかった。部数拡張を至上とする過当競争体質にとっぴりで、記者たちも(特ダネの)抜いた抜かれたに血道をあげ、とても単一気運にはなれない。当時、朝日支部の副委員長だった村上寛治は、後年「新聞単一は個人加盟の産別組織だが、実態は企業別組合の集合で脆弱だった」と苦言している。

●足腰の甘さ

弱みは、単一が発足して半年と経ない1946年6月半ばに現われる。寫陳述書にもある「第2次読売争議」下での読売支部の脱落だ。火付けは、(プレスコード違反を口実に)編集局の共産党勢力に鉄槌を打込んだGHQ。これが編集権を握る鈴木東民・編集局長らと、これの奪回を狙う社長らの権力闘争に転化し、4カ月にわたる消耗の末、鈴木編集局の基盤である単一読売支部が切崩されて争議も敗退に追い込まれた。GHQの恫喝によって社長支持派が企業意識に燃えた結果といえるが、単一の足腰の甘さも露呈した。

さらに半年後、次は毎日支部が脱退する。引き金は、1947年の歴史に刻まれた2・1ゼネスト瓦解。毎日支部の執行部はもともとと企業志向で、前年の読売争議でも支援を嫌っていた。一方の単一

執行部は理念先行で、当時の年次集中闘争だった「10月闘争」に読売支援を組込み、無期限の新聞ゼネストを構えたが、直前になって特みの朝日支部が腰砕けとなり、毎日支部でも同じ空気が蔓延した。「(もしスト中に)競争紙が発行するなら(多大の企業損害となるから)ストはやれない」との疑心暗鬼にかられてのことだ。

毎日支部としては、この不快な記憶を引きずったあげくの2・1ゼネスト瓦解だったからひと思いに単一に見切りをつけ、さらには単一潰しに出たのが本音だった。

表向きの口実は、規約改正。①産別加盟の義務付けを廃止する②個人加盟を団体加盟に変える——の2点で、仮にこれが通ったら単一の骨格が変わる仕掛けだから、到底、提案が通らないことを見越している。折から開催中の定期大会(3月27、28日)で即刻採決するよう迫ったが、收拾策のない大会は採決延期を議決。毎日支部は既定方針通り、と脱退を宣言し、退場した。

社長と社員が差し向かいで対決したら社長が強いに決まっている。この畏にはまっぴりしているから労働者の待遇がよくならない。だから2人、3人と肩組んで、社長と同等くらいの力を蓄えて利益分配の話をしよう。これが万国の労働者、団結しよう、だ。

同様、せっかくの団結が企業別の枠内にとどまっていたら、やっぱり強大な資本と対等になれない。だから、生活実感が共通する職種ごとに企業の枠を超えて団結しよう。これが産別万歳、だ。

それは頭では理解できる。だが、頭で学んだことが一気に実現できると、指導層の中にそんな錯覚がなかったかといえば、さて、どうだとなる。

個々にとつては大きければいいというものでもない。朝晩顔合わせ、昼の弁当箱を覗き合う仲ならば、阿吽でも事が決められる。だが同じ程度の話でも遠くで決められて降りてくれば頭ごなしと映る。ここをちよつと変えてくれと注文つけても、やたら時間と手間がかかり、誤解も挟まる。常に誰もが歓迎の結果が出てくればまだしも、頓挫、瓦解が相つげば、なんだ、となる。

加えて新聞は産別の中で、あまり居心地よくはなかった。何かといえば、ブル新、となじられた。ブルジョア新聞、財力で権力まで握ったブルジョアたちの新聞という非難だ。確かに、新聞は戦争を推進し、煽りもしたことは事実であり、戦後も、七分三分で、権力側の言い分を濃く載せ、それを肯定する視座を隠さない。しかも当の新聞人たちはそれを余り自覚もしておらず、むしろ誇りにしている。ことが振れるときは、こういうことも増幅される。

さらに、一度亀裂がはいると虎視眈眈が見逃さない。読売の場合は、苛烈な第2次読売争議を経る中で、企業協調路線の読売新聞従業員組合（読売従組）が結成されたが、並行して経営は単一当時の活動家11人を左遷し、従組の基盤固めに手を貸している。GHQによる火付け自体が単一潰しの一環であり、これを奇貨とした虎視眈眈の読売経営にとつては、追放された正力家への恩返しともなる予定調和の作戦だったことになる。

毎日の場合も同じだ。脱退後、毎日新聞社労働組合（毎日社労）の結成に向かう（結成は5月15日）が、並行して経営は単一当時の活動家9人に対し、解雇1を含む左遷人事を発令している。三瀬・局付だ。毎日の場合も、単一脱退を実現できたとはいえ、組織

内には依然単一支持派も相当勢力あり、左遷人事はこの勢力を押し込み、社労派勢力を強化するための経営からの挺入れだった。

●全新聞へ衣替え

一方、読売、毎日の抜けた新聞単一は、「単一」とは言えない組織運営に追込まれる。表、建前はともかく、読売、毎日を取込める組織形態を考えざるを得ない。そこから内々の打診を経て浮かんできたのが全新聞（全日本新聞労働組合）への模様替えだった。

これは、紆余曲折しながらも1948年7月には結成に至る。だが、結局、毎日加盟しなかった。いや、最初から単一の身代わり組織に加わる気はなかった。経過の中では改めて「個人加盟」を持ち出したたり、『アカハタ』の排除を条件にしたりと気を持たせはしたが、これも全新聞が受け入れないと見越してのことだ。

しかし、新聞単一としては、後戻りはできない。毎日とは破談になったが、読売の復帰はなったことで一応の名分を得た。①個人加盟（単一）の維持②産別加盟は見送り全労連傘下に入る③『アカハタ』支部はつくらない（自主辞退）——を基本合意とし、102支部・2万5820人の組織をもつて新発足した。

だが、矛盾を抱えての組織は、またすぐ綻びる。今度は同じ大手の朝日支部。全新聞結成直後の10月闘争でのストをめぐって支部内の脱落が相次ぎ、小規模多数の分立を経て、翌49年9月には3組合並立の分裂状態となって定着する。全新聞としては、朝日支部の看板は残せたものの400人台にまで落ち込んだ。朝日の全体規模は6000人だったから1割にも満たない存在となった。

前後して、読売支部が再び脱退に走る。きっかけは、同年7月15日に起きた三鷹事件での紙面批判。読売の紙面に載った電車の運転台の写真に対し、全新聞本部の編集になる機関紙が「想像によってつくりあげたもので全くの虚構」と断じたことに読売支部が猛烈に反発、結局、收拾つかず、8月23日、脱退した。連鎖脱退も重なり、全新聞は84支部約1万6000人にまで縮まった。

一方、大手3紙の間では、読売の再脱退を機に、全新聞とは別の連合組織を持つとの動きが進む。新聞単一を脱退して企業枠内の支配権を確保したものの、労働界、あるいは新聞業界、さらには政治・経済を視野に入れた社会的存在として発言し、また便宜を共有していくには、単組と単組では限界があると知ったからだ。競合するところは競合しながら共通の利益は確保、である。

●反共連合

そんな折、頭ごなしに降ってきたのが共産党排除のマツカーサー書簡。1950年6月6日の中央委員追放、翌7日の『アカハタ』編集幹部の追放、同26日の『アカハタ』30日間発行停止、そして7月18日の無期限停刊。5月3日の声明で共産党の非合法化もありうることを予告して以来、じわじわと固め、いよいよGHQトツプが反共を前面に押し立てたことを周知させる書簡でもあった。

この第3書簡の前日には朝鮮戦争が起きている。振り返れば事変を予期し、極東戦時体制を睨んでの地均しだったと分かる。この時点では既にアメリカ第7艦隊の増強も済んでおり、いつ勃発しても対応できる態勢にあった。ここでGHQが怖れたとすれば、兵站基

地である日本で起こるかもしれない戦争批判だった。

全新聞に対抗する「新聞労連」（日本新聞労働組合連合）の結成は、まさにこのさ中で進められ、GHQの鹵車の中に組み込まれてもいたと知れる。毎日の主張する「団体加盟」にも異論は出ず、関東地域の中小労組からの賛同も広がり、目の敵にした『アカハタ』が事実上の廃刊処分となるのを尻目に結成大会（6月30日）を開き、14組合1万8000人が集合した。

単一・全新聞からみれば分派であり、労働運動の王道からは鬼つ子と言わざるをえない。しかし、数のうえからは全新聞ときっこうする勢いとなり、やがて、全新聞の衰退とともに、その受け皿ともなる。併せて結成の経過から反共色が濃く、この面でも全新聞との違いを際立たせる存在となった。

この新聞労連と同時並行する形になったのが「総評」（日本労働組合総評議会）の結成。主力となったのは「民同」（民主化同盟）で、既に国労（国鉄労働組合）での主導権を握るなど、既存体制の中で民主化を唱え、勢力を得てきている。民主化の矛先は産別指導部で、「政治性に先走って労働者の要求に寄り添っていない」と責めた。政治性とは共産党の政治活動を指しており、民主化とは共産党による党派支配の打破を指している。

視座を変えれば、戦後労働運動は、共産党との距離感で動いてきた。戦後いち早く指導性を発揮し各界で牽引力となったのは共産党であり、社会各層に浸透したことは、反共勢力も認めざるを得ないところだ。いわば、そんな先行環境の中にあつて、個人も、群れも間合いをはかって自分の、あるいは自分らの立ち位置を定めて、そ

こから連帯し、反発し、妥協してきた。そういう膨らみ、あるいはせめぎ合いの中で、共産党を嫌う勢力が共産党を排除して指導部を形成し、連合体を組織するに至ったという意味では、新聞労連の動きが大きな潮目になった。

さらに裏を解けば、この流れはGHQの産業・労働政策とも歯車がか合っている。既にアメリカ主導の戦後経済の建直しは、戦勝国による施し型から、自立再建を強いる硬質路線に転じており、そこから苛酷な経費削減・人員整理が進行し、この過程で産別指導部が狙い撃ちの追放にあり、民同進出の土壌となっている。

それが産別の自壊が早まる中でいよいよ勢いを強めてきた。新聞労連発足から10日後の7月11日、反共連合組織としての総評が発足している。

●GHQの変貌

GHQ自体、同じ看板ながら、気がつけば初期GHQから一変している。占領軍を解放軍に擬した『赤旗』の錯覚はともかく、軍国・旧体制の解体、戦後民主化等々の推進はGHQの存在と切り離せない。憲法はじめ民法、労働法、教育基本法等とポツダム宣言の具現に正面から取組んだのは、後世、進歩派あるいはニューディール派と呼ばれた文民を含む一群だった。この一群が順次離任・帰国し入れ替わって入ってきた幹部軍人に共産党嫌いが多かった。

戦後日本の政府にとって、一番の衝撃は超法規指令10・4覚書だった。この章の冒頭に出た1945年10月4日の「政治的・市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書」で、「人権宣言」と

か「権利章典」と呼ぶむきもいる。これで内閣が一つ潰され、後継内閣は千年の怠慢を一夜で償う勢いで、旧・軍国体制の解体と新・民主体制の構築を迫られた。

全共産党員を含む政治犯は釈放され、それぞれに政治、経済、社会、そして生活の場で先鋭となって働き始める。GHQは、これを妨げることなく、旧・軍国体制を内側から壊し再起不能とさせる存在と位置づけ、挺入れさえしている。この異色の連携がどのあたりで、なぜに、変貌へと転じたのか。

『朝日証言録』の冒頭論考を担当した新井直之は、かなり早い時期にポツダム宣言の季節は終わったとみる。同論考で新井が注目するのは以下の出来事だ。

▽1946年2月ⅡGHQ政治顧問ジョン・K・エマソンに帰国命令が出され、参謀長サザランド中将が失脚。エマソンはCIC隊長エリオット・ソープ准将による信頼のもとで、軍国・旧体制の解体、民主化推進に腕をふるい、また共産党員ら政治犯の釈放や野坂参三の帰国に力をつくした。エマソン帰国の2カ月後、ソープも帰国し、そのあとはGIIのウイロビーが兼務している。

▽同年4月7日Ⅱ幣原内閣打倒人民大会に集まった民衆が大会後首相官邸に押しかけた。これに警官隊が拳銃を抜いて発砲。さらに米軍の装甲車6台が出動して砲を民衆に向け、MPが棍棒をふるって民衆を追い散らした。

▽同年5月19日Ⅱ食糧メーデーに集まった民衆が集会后、米よこせデモとなって首相官邸に押しかけ、隠匿食糧の放出と折から組閣工作中的の自由党総裁・吉田茂に組閣中止を要求した。官邸は4台

のジープに分乗してきたMPによって守られ、デモを阻止した。

▽同年同月20日「マッカーサーが声明。「大衆的暴力増大の傾向と肉体的脅迫手段とは、日本の将来の発展に重大な脅威を与える」と警告し、武力介入をほのめかした。これによって吉田はマッカーサーの支持が得られたと確信、組閣を完了した。

これら事実をもとに、新井は「初期の対日占領政策——非軍事化と民主化とが、1946年2月から春にかけて180度転換したことを示す。それは日本の独占資本主義を復活し、日本を政治的にも軍事的にも反共の防波堤とする政策への転換であった。この背景には、反ファシズムの一点から戦争に共同で参加した米・ソのハネムーンの時代が終わり、冷戦の時代がはじまろうとしていた国際情勢がある」と、論断している。

この間の空気の変化を外国人の目はどう見ていたのか。この一端を証明するものとして、新井は、当時、『シカゴ・サン』の特派員として取材していた作家マーク・ゲインの一文を引用している。少し長いが、呼吸、色合いがよく分かるので孫引きしておく。

ゲインの一文も、戦後日本の民主化に手を尽くした民間情報教育局長のケネス・R・ダイク（准将）が日本を去った日（1946年5月27日）を引き合いに書き出している。

ダイクの帰国は、日米の政治的蜜月の終結とほぼ時期を同じうする。私が日本に到着したころは、ダイクの部下の若い将校たちや日本の経済、労働乃至は行政を担当する将校たちと語り合うことは一

種爽快な感じを受けたものだった。

彼等は日本民主化の青写真をつくる設計者だった。彼等は小作人に土地を与え、戦争犯罪者を政府から追放し、日本国民に人間の基本的自由を保証する尊敬すべきいくつかの指令を書きあげた。

こういう理想家たちは一人ずつ姿を消して行った。ある者は家族や生れ故郷においてや音が恋しくなつて帰った。失望から帰国したものもあった。無理矢理に追出されたものすらあった。

そして、その後釜には、より「信頼し得る」将校たちがすえられた。日本統治を文官の練達者の手に委ねようという議論はいままでもしきりに行われた。しかし、米本国で任用された文官はここへくれば、彼等ががっかりさせることには、佐官や将官の専制的支配の下におかれるのだ。「高級将校（プラス）」たちが厳然とガン張るにおよんで改革の精神は死滅した。残されたのは、華かな修辞だけだった。

ダイクの業績では、第1次読売争議で、社主の正力松太郎を戦犯として追放し、争議の帰趨を決定づけたことで知られる。その後任となったのが同年5月就任のD・R・ニュージエント中佐で、前後して新聞課長がロバート・バーコフからドン・ブラウン中佐に交代している。いづれも反共派で知られ、新聞課の古株インボデンを勢いづかせている。

入れ替えはさらに続き、47年9月には財閥解体に尽力したエリノア・ハドレーが帰国、翌48年12月には民生局の次長チャールス・ケーデイス大佐が帰国、これでニューディーラーは一掃ということ

になった。

G H Qの色合いの変化は人の入替えによって証明されるということか。半面、ゲインの観察を基にすれば、変貌というよりはダイクらが離任するまでのわずかな期間が異例だったとも思わせる。だとすれば、ダイク後のG H Qが本来の素顔なのかもしれない。

とまれ、そのわずかな期間の間に、戦後民主化の骨格が固められたのだから、この異例は怒涛の季節だったことになる。

●G H Q下の政府

占領下の日本政府は、ポツダム宣言に基づく「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」（対日初期方針）によって規定された。ポツダム宣言にしても対日初期方針にしても、その本質は勝者による敗者への絶対命令であって、敗者にとつては絶対不可侵の超法規だった。そのうえ占領の主体は連合国あるいは連合国軍だが、実態は米軍であることが明記されている。

占領下日本政府の位置づけは、同方針の第2部（連合国の権力）の2（日本政府との関係）に明示されている。翻訳文は煩わしく難解なので要点をもって検証する。

・天皇および日本政府は、一切の権力を有する最高司令官に隷属する。（最高司令官は米国の任命による）

・日本政府は最高司令官の指示の下に国内行政事項に関し、通常の政治機能を行使用することを許容される。ただし、この方針は日本の統治形式を利用するものであって支持するものではない。

・封建的または権力主義的傾向を修正する統治形式の変更は、日本

政府によると、日本国民によるとを問わず、許容され、支持される。右の変更にあたり、変更に対抗するものを強力をもって抑圧する場合、米軍は占領目的の達成を保障するに必要な限度において干渉する。

これでもまだややこしいが、まず「最高司令官」が唯一の統治者であること。間接統治の方式をとるが、日本政府を信認するのではなく、単なる道具として扱うこと。したがって勝手な判断や忖度は許されず、命じられたことを命じられたように執行する。

ややこしいのは3項目。要は、軍国体制および旧体制を壊すのは大いにやれ、それは政府だけでなく、野党も企業も労働組合も市民団体も大いにやれ、反対するものがいたら多少の強権をつかって抑え込んでもいい、ということのようだ。

ただ実際の運用では、ここが変貌とかかわってくる。踏み込んでいえば、共産主義に対する初期G H Qの見立て違い、といつてもいい。もともとG H Qの中には一貫して反共のG 2（参謀第2部）と労働組合育成の経済科学局系の容共がきっこうしていた。これが第2次読売争議の終盤あたりから反共が大勢となってくる。

その当初見立てからは、年々、目に余ったのが共産党。身の程忘れて占領政策に盾つき、いまやソ連の下働きをしていると映る。

既に米ソを両極とする東西冷戦の中に入っており、その中でまるで革命前夜とでも思っていたかのような、2・1ゼネストへのなだれ込みようから、直近の朝鮮戦争での批判ぶりまで、一歩退いてもオプラーのいう「幾分信用のおけない同盟者」が、「全く信用の

おけない存在」になってきたことを証明している。軍人たちはそのように断じていたに違いない。

その視点からすると、3項はほとんど骨抜きにされてきた。新井直之の論考では、既に、1946年4月の幣原内閣打倒大会後の官邸押しかけに対し、MPが棍棒を揮った時点で、3項を踏みに行っていると断じている。以来、労使紛争で経営側を守るために米軍が出動するのは当たり前風景になっている。

また、2項からみれば、吉田内閣は過保護と云っていい手厚いGHQの支援を受けている。

46年4月の戦後初の総選挙では自由140、進歩94、社会92、協同14、共産5、諸派38、無所属81(計464)となつて多党分立。第1党の自由は総裁・鳩山一郎を首班候補に立てたが、これを嫌ったGHQが鳩山を公職追放して潰し、ここで後任に吉田茂が急浮上してくる。

一方、政権の主導権争いでは、一時、社会党を首班とする民主政権が浮上したが、閣外協力で共産が入っていたことから、GHQ首脳が難色、対日理事会で議長のアチソン(アメリカ)が「共産主義を歓迎しない」と発言して、事実上潰した。

この結果、吉田を首班とする自由、進歩両党の連立が有力になったが、米よこせデモの民衆が嫌い、一時は吉田も断念した。ところが先に触れたマッカーサーの大衆デモを「大衆的暴力」「肉体的脅迫」と決めつけた声明が出て一転する。裏に込められた真意は大衆デモと結合する左翼政権は実力で潰すとの示唆だ。

これを、先のマーク・ゲインは「吉田への突っかい棒」と表現し

た。吉田は、外交官としては欧米協調路線のハト派をまとっているやに見えるが、本性は終始一貫反共の反動保守に他ならない。レッド・ページにあたっては、党総裁を装いながら

「わが国における共産分子は、最近とくに第五列的本性を暴露し、その売国的企図が明白になりつつある。われらは断乎これを排撃し赤禍を防ぐために必要な措置を講ずる」と、吠えている。

GHQはこの吉田茂を占領初期から間接統治の首班として認知し、さらに支持していくことになる。一言でいってGHQと吉田政権は阿吽で通じる双生の関係とみて間違いない。

以上が、レッド・ページの前夜。きわめて粗いものの、7・28に至る背景の概略となる。

【注】

- ・ GHQの超法規指令 10・4 覚書。第三部170頁参照。
- ・ GHQの民主化指示 東久邇内閣の総辞職をうけ、10月9日に急遽組閣した幣原内閣の首班・幣原喜重郎がマッカーサーを訪ね、その場で指示を受け、同内閣の基本施策となった。
- ・ 世界労連 世界労働組合連盟。World Federation of Trade Unions
- WFTU 1945年、パリで56カ国の代表が参加して結成。49年に反共派が脱退して国際自由労連を結成した。
- ・ 村上寛治談 、『新聞と戦争』(朝日新聞出版刊) 517ページから引用
- ・ 読売報知 当時、読売の題字は『読売報知』で、『報知新聞』を吸収合併したことによる。第2次争議のさ中に『読売新聞』にかえた。
- ・ 2・1ゼネスト 戦後労働運動の最初の高まり。戦後窮乏を打開する賃上げ要求を主体に官公労、産別、総同盟が結束、1947年2月1日を

期して統一ストに入る体制を組んだが、直前の1月31日、占領目的に反するストだとしてマッカーサー命令によって中止させられた。
毎日の左遷人事Ⅱ「三瀬・局付事件」のこと。第一章小林登美枝の項など参照。

・東久邇内閣Ⅱ敗戦処理を使命に、皇族で防衛司令官を務めた東久邇稔彦を首相に組閣。マッカーサーの信認を得ていたが、10・4覚書で一転、総辞職に追い込まれた。第三部第三を参照。

・降伏後に於ける米国の初期の対日方針Ⅱ米國務省、陸軍省、海軍省が共同作成し、1945年9月6日に大統領の承認を得て連合国軍総司令官マッカーサーに送付された。同22日、米政府が公表。巻末資料編278頁に主要部分を収録。

【用語】

- ・新聞単一あるいは単一Ⅱ日本新聞通信放送労働組合
- ・産別Ⅱ全日本産業別労働組合会議
- ・総同盟Ⅱ日本労働組合総同盟
- ・読売従組Ⅱ読売新聞従業員組合
- ・新聞労連Ⅱ日本新聞労働組合連合
- ・総評Ⅱ日本労働組合総評議会
- ・民同Ⅱ民主化同盟
- ・対日初期方針Ⅱ降伏後に於ける米国の初期の対日方針

7・28の労働組合

再び7月28日。こんどは、労働組合の視座から解雇通告をみることにしよう。おりから新聞労連、総評が発足して2週間余という時期にもあたる。

毎日では、経営側が、個々の解雇者へ通告を始めると同時に、労働組合へ会見（団交）を申し入れてきた。

経営側は、GHQの呼び出しに東京代表として出向いた専務取締役の小林亀千代ら。組合側は、委員長の磯江仁三郎の他、大阪、西部の支部長でもある2人の副委員長、それに前の日にGHQに呼び付けられた書記長の仁藤正俊が同席した。

経営側は「会見」といつているが、労使関係の通則ではすべてが団交にあたる。その模様を含め、毎日新聞社労働組合のつた対応が機関紙『われら』52号に載っているのので、以下そのまま引用する。ただし明らかな事実誤認や誤植は正し、必要な固有名詞は補い、読み易さの改行をしてある。

7月28日午後3時、会社は労組代表として磯江委員長、仁藤書記長、山崎、武藤両副委員長の4名に対し会見を申し込んで来た。この席上、小林専務は「今日は非常に重大なことをお知らせ致します」と冒頭して、左の如き共産党分子解雇の通知をなしたのである。

「きょうは非常に重大なことをお知らせ致します。会社は本日唯今次の者を解雇いたしました。それぞれ所属長から伝達中であります。同時に解雇した者には社から退去を命じてあります。（解雇者氏名Ⅱ略Ⅱ巻末資料編238頁に収録）

解雇の理由について申し上げます。諸君も御承知の通り6月6日以来、しばしば出されたマ元帥の吉田首相あて書簡の意義は誠に重大であります。この程関係筋から強い示唆がありました。われわれ新聞経営者は報道機関に課せられた大きな責任に基づ

いて、本社から共産主義者並びにこれと同調する分子を閉め出すことをわれわれの義務であると信じまして本日の措置をとったものであります。

この際特に組合幹部の方に申上げておきたいのは、今回の措置は一切の国内法規や労働協約等に先行するものであると解釈しているところであります。つまり今回の解雇はマッカーサー元帥の書簡にその根底をおいているものであります。

会社が常に組合を尊重し、労働協約を忠実に守ってきたことは、今後といえども変りないことはもとよりであります。今回の措置は前に申し上げたように全く別個のものでありますから、この点十分に御理解願います。

なお解雇した者には正当な退職手当を支給致しますから、この点も併せて御報告しておきます。」

この報告を受けた組合は、この席上

- (一) 国内法規や労協に先行するというのは如何
 - (二) 社の自発的行為であるか
 - (一) 関係方面の示唆とは何か
 - (二) 示唆とは指示であったのか
 - (一) 共産主義者とは共産党員のことであるか
 - (二) 同調者とは何か
 - (一) 同調者認定の根拠如何
- などについて会社の見解を訊した上

「同調者という非常に広義に解釈できる言葉では、これに便乗して

かく首を打つ疑いも起り得るのであるが、組合は断じて便乗は許し得ない」

との申入れを行い会見を終わつたのである。

この重大な申入れを受けた委員長は即刻待機中の中央執行委員会にこの旨報告、これが対策について協議した。

この結果、問題は余りにも重大であり、各種の情報をしゅう集めて会社申入れの真意をただすべきである、同時に各支部とも組合員がこの問題によつて動揺する恐れもあるので、急ぎよ帰社すべきであるとの意見の一致を見、一応本部にその後の処置を一任して中央執行委員会は解散した。

かくて本部では新聞労連とも協議、翌日より総司令部、労働省、法務府などの関係方面を訪ね事態の真相は握に努めたのである。

要するに組合としては会社申入れのうち

- (一) 関係筋の示唆があつた
 - (二) 国内法、労働協約に先行する
- の2点についてどう判断すべきであるかの具体的な根拠の調査であつたのである。この結果、執行部としては次の如き見解に立たざるを得なかつた。

(一) この問題は2つのケースに分けられるべきである。即ち第1にこの措置を下した本質的な会社側の態度の決定に至る措置を会社申入れの如く受け入れてよいかどうか、第2にこの措置を下された解雇者全部がこの態度決定の内容に該当するかどうかである。

(一) 第1の問題については関係筋の事情を調査した結果、このことが事実上国内法に先行する性質のものであり、また組合も了承せ



ざるを得ない。

(一) 第2の問題についてはこの問題が労協に先行して行われたのである、一切の責任は会社側にあるわけで、組合がこれらの人々を擁護するためには組合の一致した同調者で無いという断定を下さね

ばならない。従つてこの問題は後の問題として決定されるべきである。

以上の結論によつて各支部では執行委員会を開き、各執行機関としての態度を、第1の問題に対しては各会社の態度を了承するとともに、第2の問題に対しては各解雇者と組合との関連において組合が会社との間に紛争の起こることを恐れ、一応組合内への出入り等の権利を遠慮されたき旨の決定をなしたのであった。

東京支部執行委決定 組合は7月28日附発令の解雇に対する会社の態度を了承する。

大阪支部執行委決定 今回の措置は特殊情勢に立脚したものであり、また組合運動とは別個の性質を帯びるものである。従つて7・28解雇者は組合規約に基くことなく今後組合員たる資格を喪失するものであることを確認する。

西部支部執行委決定 毎日労組西部支部は7・28解雇に対し接触を保たないことを確認する。

7・28問題について中央執行委員会は緊急中央委員会を招集して組合の態度決定すべきであるとの結論により、8月22、23の両日、緊急中央委員会は大坂本社会議室で、全中央委員(委任3名)の出席を得て開催された。

へき頭、磯江委員長より今次招集の理由を説明、緊張裏に会議は続けられたが、議長には斉藤良男氏(大阪)副議長には富岡佐太郎氏(東京)が推された。

残暑厳しい折からではあったが、問題の性格上、傍聴を禁止した会場は扉が閉ざされ、むれるような暑さ、全委員も汗だくの態ではあったが、熱心な白熱的論議を闘わして第2日目の23日午後3時別項の如き組合としての態度を満場一致決定、無事中央委員会を終了したのである。

この臨時中央委員会で毎日労組としてのこの問題に対する態度は確たる方針によつて遂に樹立されたわけである。一切の問題はこの線に副つて今後処理されていかねばならないわけである。

この会議において、一番質疑論争の中心になったものは次の如きものであった。

(一) 同調者と見なされる認定について

(二) 国内法に先行する措置とあるが、解雇者は提訴している。組合はどう解釈すべきか

(三) 認定が違つていた場合、組合はどうするか

(一) 会社の措置は了承すべきことであつて、承認すべきではない

(二) 第2次のある場合はどうするのか

(一) 組合規約措置との関連

これに対し委員長、書記長より執行部の態度を表明、討論の結果、一部字句を修正して満場一致執行部案を可決、組合の態度を確定した。

よつて組合では同日午後4時、会社に対し中央委の決定を申入れると同時に解雇組合員に対しても書面によつてこの決定を伝達した。

《中央委員会決定》

毎日新聞社労働組合は昭和25年7月28日に行われた共産主義者並びにこれに同調する分子に対する解雇問題につき、8月22、23の両日、大阪本社において臨時中央委員会を開催、慎重審議の結果「今回の措置は6月6日以来数次に亘るマッカーサー元帥より吉田首相宛の書簡に基くものであり、同時にこの措置は、8月3日ニュージエント総司令部民間情報教育局長によつて支持されたものである」として、会社の措置を承認する。

【理由】

マッカーサー元帥は5月3日の憲法記念日における声明のなか
に、日本共産党を「帝国主義的目的及び破壊的宣伝を遂行する役割を引き受けたものである」とし、さらに6月6日の吉田首相への書簡で「法と秩序をべつ視し、虚偽と扇動的な声明、その他の破壊的手段によつて公衆の混乱を通じて暴力による破壊者」と断

じ、つづく7月18日吉田首相にあてた書簡では「このような目的を信奉する少数者がその宣伝をまきちらす一切の公的報道、宣伝機関を自由にしかも無制限に使用させることは、新聞の自由の概念を歪曲するものであることは明白である」と共産党の刊行物よりの宣伝を完封した。同時にこの書簡中に「かかる責任のうち公共的報道機関が担うほど大きなものはない(中略)従つて日本における共産主義がかかる無秩序への扇動によつて表現の自由を乱用する限り報道宣伝機関の自由な利用は公共の利益のために否定しなければならぬ」と指摘している。

会社はこの書簡が一切の言論機関にも該当するものとし、この件に関する措置に限り「一切の国内法規や労働協約に先行するものである」と解釈、共産主義者並びにこれに同調する分子を解雇したもので、このことは措置後ニュージエント中佐の声明によつて支持されたことにより明白である、

よつて組合は以上のほか関係各方面の事情聴取に努めた結果、各般の情勢を総合して会社の処置を承認したのである。

【組合と解雇者との関係】

組合は今回の措置を承認した以上、毎日新聞社労働組合規約第6条前段にいう「この組合の組合員は毎日新聞社と雇用関係にあることを要する」により今回の解雇者は組合員の資格を喪失したものと決定する。従つて同条後段にある本人の申請による組合員の資格保持の権利並びに組合の上級機関に対する提訴、その他組合員としての一切の権利を喪失したものとす。

中央委員会の決定によって組合は、7・28問題について、別項の如き会社に対する申入れを23日午後4時、大阪本社で行った。

これに対し平野専務は組合に左の如き回答をすると同時に「第2次の発令があるかとのことだが現在のところ会社は何も考慮してはいない」と言明した。

【会社に対する申入れ】

(一) 今回の措置は共産主義者並びにこれに同調する分子の解雇であつてこれ以外の何ものでもない、しかし今後会社がこれに乗じて組合員の讖首を図るが如き行動に出るならば組合は、組合並びに組合員をじゅうりんするものとして断乎反対する。

(二) 組合は会社が従来同様、今後とも組合とその正規の組合活動を尊重し、労働協約を誠実に履行するよう要求する。

【会社回答(要旨)】

今回の措置があくまでマ元帥の書簡に基いて行われた措置であることは諸君も御承知の通りである。

会社としては組合の申入れの如き便乗して讖首者を出す如きことは考えてもおらず、その必要性さえあるわけがない。このようなことが行われるとすれば組合の反対もまた当然であろう。会社は組合の申入れを率直に受ける。

第2の点は、今更会社が組合に対して答える必要がないと思う。組合の申入れ通り会社も当然のことを当然として行っただけである。

毎日労組に見る労働組合の本音

右が毎日新聞社労働組合・機関紙『われら』52号からの引用になる。殊更に入組んだ長い文章になっているが、書かれている事実は極めて少ない。

① マツカーサー書簡の共産党あるいは共産主義を非難する文言に労働組合として賛同していること

② 労協(労働協約)棚上げに同意し、会社の解雇処分にも同意していること

③ 解雇者の組合員としての資格と権利を即刻喪失させていること

——の3点に尽きる。

調査した、協議した、討議した、とあるが、その内容はなく、調査にいたっては痕跡もない。もとより解雇者と会い事情を聞いた形跡もない。団交の席で質したという7項目についても掲げてあるだけで、労働組合としての見解すら示していない。

中でも看過しえないのは労協の空洞化だ。実にさりげなく会社の棚上げ要請に同意しているが、労協こそが労働組合員の権利の根源であり、労働組合が会社と対等に渡り合う基盤である。とりわけ毎日労使の労協はユニオン・シヨップ制を基軸としており、この優位性を自ら放棄するに等しい暴挙といえる。

当時の労協の要点を記せば、

・会社雇用の従業員は(特定の職種を除き)全て毎日新聞社労働組合に加入し、組合が加入を拒否し、あるいは除名した者は雇

用を解き退社させる（第6条）

・組合員の生活にかかる会社経営の改変にあたっては、組合に通
知し協議する（第8条）

・組合員である従業員の異動、休職、懲戒にあたっては、あらか
じめ組合に通知し、組合側からの異議があれば協議する（第18
条、第20条、第22条）。解雇の場合は、通知のうえ承認を求
める（第24条）

——などがある。

さらには、この宝刀を弊履のごとく放棄したうえ、解雇された組
合員の、組合員としての権利まで一方的に剥奪している。根拠とし
た「毎日新聞社労働組合規約」には、

第6条 この組合の組合員は毎日新聞社と雇用関係にあること
を要する。組合員で雇用関係を失った場合、または休職員となっ
た場合本人の申請により中央執行委員会の議を経て復職または
他に就職するまで組合員の資格を保持することが出来る、この場
合1カ年経過すれば自然喪失する

——とある。

条文自体が奇妙な書き方になっているが、看過し得ないのは後段
で、何らかの事由で雇用関係を失っても1年間は組合員の資格を保
障する人権擁護規定になっている。この申請権までも有無言わず
一律に剥奪するというのは、労働組合自身が排除の論理に立つての
蛮行であり、自己否定に他ならない。会社の処置に伴う事後手続き
の域を超える底意地の悪ささえ感じられる。

あるいはここでも執行部の自己保身。労協、規約をまともに運用

すれば大変な論争、騒乱となり、收拾のしようもなくなることから
会社の棚上げ要請を渡りに舟と乗った、そんな推測もあながち
否定はできないと思われる。

解雇通告から2回目の団交まで、正味26日間。1カ月にも満た
ずして被害者の諸権利を剥奪する冷酷無比、GHQ、会社と全く同
じ位置にたつて被害者を見捨てた。いかに有意の労協、規約を持っ
ていても、運用する執行部が背を向け、会社と一体化すれば無協約
同然となるという手痛い経験となる。

それがレッド・ページにおける偽りのない毎日新聞社労働組合の
姿だった。

加えて、機関紙に書かれていないことで、大事なことがある。執
行部からは1人の解雇者も出ていない。果たして、これはたまたま
なのか。新聞単一脱退にあたって、会社による活動家左遷の援護が
あったことも合わせ、一連の裏が透けて見え、寫信正が陳述書で
執行部の非合理性、背信性を攻撃している実態が裏付けられる。既
に執行部づくりの段階で、会社と同じ目線での排除がなされていた
と疑われる。

団交で便乗解雇に言及しているのは、組織内に残る単一支持派を
意識しての保険だろう。実際、便乗の風聞は流れており、執行部も
気にしていた。

もとより、少しでも本気があるなら被解雇者に接触するのが筋で
あり、それすらしなかったのは、面倒を抱え込むのを嫌ったからで、
一気に蓋をして、おしまいにしたかった現われに思われる。

なお更に長文だが、『われら』52号には「『解雇承認』迄の経

過」と題する仁藤書記長の「解説」が載っている。当該執行部の本音がより鮮明に読み取れるので、これも全文引用する。

仁藤「解説」

7・28問題について組合の態度は既に決定された。組合はこの線に従って一切の行動を律するまでである。今更この問題を説明する必要はないかも知れないが、大方の組合員諸氏に、この決定を得るまでの経過を説明しておくこともむだではないと思ひ貴重な紙面をさいて頂く次第である。

本日は各執行委員会や中央委員会での討論を詳述することによって御理解して頂くことが一番であるが、それは限られた紙面では出来兼ねるわけで、私の説明はこれらのことも併せ考えられて頂くつ抜きの平易な解説として頂ければよいわけである。

この問題に対し組合員の多くの方々が解雇された人に同情を寄せていることは私の了解に難くないことである。だが一歩退いて考えて見ると、この同情によって問題の本質を誤って仕舞うことは大変なことである。

事実この問題が発表になった時、私自身非常に衝激を受けたものである。発表の直後、執行委員会でのことを委員の方々に発表する時の気持は、到底言葉に言い表せぬものがあった。

だが、事を処する上に、一時の感情によって支配されては大変なことだ、あくまで事務的に運ばねばならない、これが偽らぬ私の当時の考えであった。

だが日が経つにつれてこの私の同情は、段々と闘志に変化して来

た。それは解雇された方々がピラその他を通じて、まだまだ組合員を動揺させる手段に出、虚偽に満ちた宣伝によって、一人でも多くの人を自らの陣営に引入れようとしているからだ。

毎日労組が産別を批判し、全新聞に加入しなかったことは今更説明するまでもない。このことは私達が今日のことを予測したわけではないが、いずれの立場をとるのが毎日労組として安泰であったかということであったのだ。

私達は組合に対して現実の幸福を希っているもので、このことは当時から既に解雇された人々と、私達の立場は違っていた、随分論争もしたが、雲行きが険しくなったこともあった。無茶苦茶に祖国ではないソ連に走ろうとするあの独善的な考え方に組合が牛耳られては大変だと思つたからだ。だが別れ別れになるなど夢想だもしなかつたのに、考えようではその解答がこんな形で組合の前に示されたといえる。

今日どのようなピラが解雇された人々によってまかれても、大方の組合員諸氏はもうこれに従って同調するとは考えられない、このことは私も組合の諸氏にお願いしたいことだ、不幸なことは最小限度に止めたいからだ、そしてこれらのことは組合の団結のために、解雇された方々への同情は既に変化してきているということ、を、いいたかったのである。

7月28日会社から申入れを受けた私たちは、この通達を精読した。これによると、総司令部の示唆に基づくものであり、一切の国内法規、労働協約に先行するものであるということである。問題の中心は、

(一) 果してそのような措置をとるように総司令部から何らかの示唆があったかどうか

(一) マ元帥書簡による措置だとすればこの書簡が一切の報道機関に対しても指示していると解すべきかどうか

(一) 国内法に先行し労働協約によらぬと会社は主張するが、この解釈は組合として納得出来るものかどうか

(一) 審査は会社の自主的にきめたものとするが、一方的でよいか等であった。

第1の問題に対しては、私達も総司令部その他関係筋を回って調査して見たのである。だがこれに対する具体的な指示とか、示唆なるものが書面等でなされた事実は、挙げる事が出来なかつた。だがマ元帥の書簡によってこの解釈が出来るという説明は与えられたのである。

そこで第1の問題と第2の問題とは密接な関連に立つという事になった。組合としては改めてマ書簡の全文を検討したのはもちろんである。そこでわれわれの得た結論は「法と秩序をべつ視し、虚偽と扇動的な声明、その他の破壊的手段によって公衆の混乱を通じて暴力による破壊者」と共産党は断じられ、それは憲法記念日における声明と同様に表れているのである。そこでかかる分子が「一切の公的報道、宣伝機関を自由に、しかも無制限に使用させることは、新聞の自由の概念を歪曲するものである」というのである。してみると、これは一切の報道機関に破壊分子が存在することは公共の利益のために否定しなければならぬことであり、一にアカハタ自体が共産党の機関紙であればこそ廃刊を命じられたのである。

もしどの新聞でさえ、これらの人々によって独占されていたならばその新聞は否定される運命にあるということである。この指示は占領軍の最高司令官から発せられている書簡であるのだ。共産党の機関紙なればこそ政府によって追放の措置がとられこそすれ民間の報道機関なれば経営者自らがこれを行うという事は当然ではないか、もち論今日の占領軍の政策は直接統治の形ではなく、日本政府を通じての間接統治の形をとっているが、いやしくも最高司令官から出された指示は占領下の人々がその指示に従って行動せねばならぬことは論をまつまでもない。

ここにおいてわれわれはこの会社の第1、第2の申入れを了解せねばならなかつた。このことは組合も会社と同様な解釈に立つことでもあろう。

第3の問題にとってはどうかというと、国内法に先行する措置という事は、要するに第1、第2の問題を了解できるかどうかということから導かれる。これに対しては絶対に了解出来ぬ人々がいる。それは共産党並びにこれに同調する人々であろう。だが私達としては了解せざるを得ない立場に立つたまでである。

事実、これらの指示によって現在まで、色々の事象がわれわれの間に展開している。アカハタの刊行停止などは身近な処置の例であろう。もち論私達としてはこの一切の国内法規に先行するということとを国内法規を無視するとは考えていないわけで、書簡そのものものなり方が国内法規に先行するという立場である。

そこで組合としては労働協約によらずして行われた措置が問題となるのであるが、労働協約自体が国内法の支持によって擁護され

ている限り、この問題に関し組合としては論争の余地がないわけであって、ここに組合が組合運動の外に立つものであると判断した理由がある。

もち論、解雇された人々は、憲法（14、19、21条）労基法3条、民法に違反するものとして提訴その他の行為が行われるであろう。同時に組合としてもこの問題を提訴するべきであるとの見解もあり得るわけである。だが組合としては一応これら法に関する問題は組合が是非を論ずる問題ではないとの立場を選んだ。

ところが8月3日総司令部民間情報教育局長によつてこの措置が支持された。ここに至つて組合としては一切のこれに関する行為が総司令部によつて是認されたものと了解、組合としても承認せざるを得なかつたのである。

そこで第4の問題が残るわけである。よく執行委員会で聞かれるわけであるが「便乗されてもどうにもならないのですか？」という質問である。そこで私はこの問題の本質をよく考えて下さいと答えている。共産主義者即ち共産党とこれの同調者ということは、文字通りこれ以外の者は含まれないはずである。

共産主義と社会民主主義は確然と分たれて、まして自由主義者がうんうんされる性質のものでもなからう。このことは組合より会社に申入れてある通り、今回の措置は共産主義並びにこれに同調する分子の解雇であつてこれ以外の何ものでもない。

であるからして、もしそうでない者が含まれていたとすれば、会社は全く組合を、憲法をじゅうりんするばかりでなく、労働法、労基法にも違反し、組合の存在も無視したわけで組合は総力を挙げて闘

わねばならぬことまた当然である。そしてこの闘いは必ず組合の勝利に帰することも、明々白々のことである。

ここで今一つ組合員の間によくいわれることであるが「団体交渉によつて解雇者を定めるべきである」ということである。

ところがこの考え方に対しては私は賛成出来ない。何故ならば毎日労組は共産党員を組合員として認めないという立場にはまだ立つていないからだ。

共産党員を認めぬという立場に立つている組合であるならば、このような団体交渉に責任を以て立ち向かえるであろう。そこで便乗者があつても団交はだめなのか？と反問するだろう。それがこの問題を誤つて考えている反問になってくるわけだ。私は再三に亘つて便乗の場合はこの問題ではないといっている。そのような組合にはこの問題としての団交があるのみであるからである。

事実、新聞労連でもこれらの疑いに対しては、調査を進めている。この前の支部執行委員会でも「そうでない人々が加わっていたら組合が第一承知せぬであろう。同調者と見られた人々があるとしたら恐らくその人は堂々と同調者ではないと主張し得るのが民主主義の世界であつて、それすら否定する世界は別の世界と考へねばならない」と、実際問題として毎日新聞から解雇された人々がどうしているか、これを見ればこの疑問は直ちに氷解するであろう。

解雇された人々は今、言論弾圧反対同盟なるものに集結。この問題の本質と闘っている。同調者であるとか、ないとかの細かいことではないようである。だれ一人としてあの人々の中で、私は同調者でないという女々しいこともいっていない。もつとも同調者の中でそ

のようなことで救援を求めるが如き人々がいたならば「ヒキョウモノ」のレッテルをはられるためかも知れない。このことは別としても、私のいい分をそれらの人の行為が裏付けていてくれることは確かである。

ここにおいて組合は以上の4点を紹介して会社の措置を承認したのである。そこで組合は組合としてとるべき態度を検討した。この結果組合としては解雇された方々を組合にいて頂くことはより以上に組合員のために不幸になる結果招くことを恐れ、組合員としての権利を喪失したものと決定をしたのである。

この決定は労組の規約に基づいてなされた。もち論ユニオンの形によっては組合員として許される場合もあり得るであろう。だが毎日労組としては企業労組としての立場が明白になっているからである。

もつとも全新聞の例をとって見ると全新聞では組合から権利を喪失させてはいないようだ。そのかわり他の組合員がどんどん脱退して、残るのはそれらの人々ばかりとなる。結局は同じことかも知れない。

この点に関し「解雇者は提訴しているではないか、裁判所が決定を見ぬ前に、法を重んじる組合が決定するのは何事か」という言分もある。これは全く以上述べた私の真意を理解せぬも甚しい言葉である。ということは組合は現実に組合員の問題を討議することは自由であり、当然の責任がある。

この問題についても組合が組合員の異動があった以上、これを会議に上提したのである。その結果組合として以上の結論が生れただ

けの話である。中央委の決定が逆であれば、全新聞と同じ立場をとるに至るだけのことであろう。

読売新聞の場合

読売新聞従業員組合も、ほぼ毎日と似た対応で処置している。7月31日の執行委員会決定によると

- ・ 占領政策に従う。
 - ・ 現在における判断材料によれば、今回の措置はやむを得ざるもののように思われる。
 - ・ なんらかの合法的な救済等があるかを検討する。
 - ・ 最終的には新聞労連の方針を尊重して決める。
- とある。

引き続き8月2日に開いた同従組組合委員会では、右の執行委員会決定を敷衍し、次のように決めた。

- 一 7月18日マ書簡の公共的報道機関に共産主義者がいてはならないという趣旨を了解する。したがって今回の措置は、共産党およびその同調者が従来行ってきた煽情的、破壊的行動に対する処置と解し、民主的労働組合運動の規制とは考えない。

二 これについて今回会社側が国内法、労働協約に優先すると断定して、組合と協議することなく、解雇を通告した措置はまことに遺憾である、今後かかる措置は必ず交渉委員会にはかったの結論を得ることを会社側に要求するとともに、今回の問題と関連して組合運動の抑圧、あるいは経営上の理由による人員整理等に悪

用されないよう厳重監視するとともに断固反対する。

三 いわゆる同調者とは、共産党と政治行動をとにもするものと会社側では解雇しているが、今後はこれを立証すべき具体的証拠について組合に明示の上、協議認定すべきである。したがって今回の措置にたいする善後処理について正式に交渉委員会を開く。

四 解雇者は、組合規約第7条により事後、組合員としての資格を喪失したものと認められる。

五 今回の問題はやむを得ざる特殊事情から発生したものであることを認め、この機会において全組合員は一層団結を強め、組合の統制に服することを切望する。

いろいろ注文を付けてはいるが、いずれも保険であり、解雇者にとつては支援にならず、毎日と同様、組合員としての資格を奪われ、早々に幕を引かれている。

新聞労連の初仕事

良心の自由どころか、言論の自由弾圧に対する視座すらも持ち合わせない毎日、読売の姿勢に、後世とはいえ、暗たんとなる。全新聞による闘争声明については先に触れているが、この声明に遅れること3日、8月1日には、新聞労連がようやく拡大中央執行委員会を開き、新聞労連としての態度を決めている。労連の初仕事といつてもいい。

① 今回の措置は、共産党が従来民主主義の原則に抗してとりきた

った行動ならびに現在朝鮮において起っている事態に関し取りつたある態度に対する処置であつて、民主主義の根本原則ならびに新聞言論の全般的方向、労働運動などへの規制としてとられたものではないと認定する。

② しかしながら新聞労連としては、経営者側がかくの如き措置を組合活動の抑圧、あるいは経営上の理由による人員整理等に援用、悪用することは厳重に監視し断固反対する。

③ 共産主義支持者として認定する基礎については、これを立証すべき確実なる証拠、本人の具体的な行動を基礎とすることを要求し、観念的な思想方向に対する一方的判定等によつて処分の行なわれることに断固反対する。

以上の諸点を考慮に入れて各単位組合の態度を慎重に決定されるように要望する。

一読して内向き。さすがに「民主主義」「新聞言論」を外すわけにいかず、視野の端に入れてはいるが、それは本件では適用外という位置づけで、そも悪いのは共産党、あとは仕方ない。そんな本音が浮き出て組織の主力が読売、毎日であることを踏まえた見解に収まっている。全新聞の戦闘性とは比べるべくもない。

実をいうと、拡大中執の前々日に、「新聞労連」の名を掲げて湯浅昌光（朝日）、三浦武男（読売）、仁藤正俊（毎日）の3人がGHQにネピアを訪ねている。これも、中身の本当のところは藪の中だが、ネピアのメモでは「彼らは追放された人びとを擁護しようとはせず、労連の今後の進路を決定するうえで有益となりそうな情報

を入手したがった」「望ましからざる分子の追放で情報メディアがとった行動を支持すると述べた」と言質をとられている。

反共を掲げての結成1カ月余、その足下を態もなく見抜かれたと
いっていい。組織の建前としては組織決定の前に事態の事実検証と
いう取組みなのだろうが、労働組合としてはあるまじき記録を遺す
こととなった。

その意味では、全新聞の声明も、陰の矛先は新聞労連に向けられ
ている。弾圧を糾弾する文脈の中に、「社側の組合に対する攻勢や
民同派の台頭が現れ始めた」との非難を織り込み、「組合の骨抜き
と組合員の無力化を許し」「言論報道の自由に対する弾圧に屈し」
の文言も主語を労連に読み替えれば労連攻撃となる。実際、この後
も両者の非難合戦は激しくなるばかりで、労働界に益するものはな
かった。

もう一つ言えば、組織としての自己保身。労連の決定は解雇被害
者にとっては何の助けにもならない。労連にとって大事なのは出来
立ての組織として如何に難事をやり過ごすか、それが全てとなっ
ている。その意味では、加盟各単組にとつても同様で、闘わない労連
(中執)決定は手頃な護符となった。本音をいえば触りたくない。
どう理屈をこねたところで三百代言になる。多くの加盟単組は、労
連決定を前立てにすることで組織内外の批判をかわし自らを免罪
した。

一方、声明では元気だった全新聞も、組織力低下には歯止めがか
からない。8月15日までの時点で15支部が次々解雇を容認して脱
退している。それも理論闘争ではなく、全新聞に属していると、2

次、3次のページの餌食になるという恐怖からだった。組織維持に
は「全新聞」の看板を外すしかないとの選択だ。

前後して盟主たるべき産別も組織人員4万7000人にまで細
り、入れ替わった総評は9月1日、マッカーサー書簡による解雇を
是認する方針を決定している。GHQ、政府、経営、3者ぐるみの
狙いはいよいよ的中ということになる。

朝日新聞の場合

先にも触れたが、朝日は7・28時点で3つの組合に分裂してい
た。全新聞朝日支部を第1組合(約450人)とすれば、第2組合
に「朝日新聞労働組合」(同2800人)があり、3極目に「全朝
日労働組合」(2365人)があった。

分裂は不幸だが、半面、ここでは、分裂していたことが朝日での
動きを見えやすかった。毎日、あるいは読売でも、執行部の色合い
とは別に組織内には多様な色合いがあつて、それが文脈を複雑にし
ていたが、朝日は、そこが分裂によつて各組織内での一体感が強く
はたらき色合いが単純化していたからだ。

中でも結束強く見えたのが、第3極の「全朝日」。いきなり委員
長ら主力が解雇されたときは茫然としたが、すぐに「委員長らが共
産党なわけないよ」「同調者なんかでないよ」という強い呼びかけ
が起き、組織の求心力となった。明らかな便乗解雇、許すわけには
いかない、それが運動の核となった。

もともと分裂は全新聞の共産党色に反発してのこと。したがって

新しい組織に共産党員や同調者が居るわけがない。一連の経緯から見たって、まず全新聞からの脱退が相次ぎ、すぐ第2組合が生まれ、大多数はこれを嫌って小グループができ、これが大同団結して第3極の結成に至った。経営側は第2組合への挺入れで経営に有利な協調体制が出来ると目論んだが、第3極が出て来るとは夢にも思わず、第3極を目の敵にした——これが、第3極での共通理解といっている。経営による逆恨みの構図ともなる。

これは、客観視からみても、おおむね当たっている。朝日の解雇は各本社を併せ6次まであって、その合計104人を組織別にする。第1組合が63、第2組合が3、第3組合が38となる。第1の63はおそらく当初からの狙い撃ちであり、第3の38は鬼っ子への揺さぶりともみている。第1へはとどめであり、第3へは再分裂を誘うことで、大きく第2に収斂させる企てと読める。

第2組合の3は、これは意外で、執行部も戸惑った。3人とも大阪の印刷職場で、若干の経過後、3人とも共産党の公然活動の中で独自に闘うと宣言する。組織としての第2組合は、これで身軽になり、「現在の事態においては止むを得ざる特別の措置である」として早々に解雇を容認、あとは誑売、毎日と同じ立場を通して行っている。

第1組合（全新聞朝日支部）は委員長、副委員長、書記長が解雇され、執行部壊滅の状態となり、経営からは完全忌避された。解雇者は全員、言反同を通して行動し、仮処分はじめ法廷闘争の場では第3組合とは是非々の連携をしている。

第3組合も一致団結には四苦八苦が続く。詳しい経過は定かでないが、仮処分申請に組合として連名措置をとったあと、8月29日

になって地域別臨時大会を開いている。議案は「法廷闘争を行うか否か」を全員投票で決めようという提起で、執行部からの提案か否かも定かでないが、大会は投票実施を議決している。

投票は9月14日から3日間に渡って行われ、22日に結果が発表になっている。

組合員数 2365 投票総数 1693 投票率 71・1%

法廷闘争可 904 53・3%

法廷闘争否 751

保留35 無効3

よって可決、ではなくて、投票規定によって全組合員の70%を超えなければ可決とはならない。投票結果としては、過半数の賛成を得ながらも、否決となった。

法廷闘争となれば、絶対的な支持の下でなければ成し得ないという規範なのだろう。半面、30%強の意思によって70%弱の意思が阻まれるという矛盾と背中合わせになる。仮に過半数議決だったとしても32%の反対を踏まえての運用はたしかにきつい。

執行部は、肅々9月22日付で、仮処分申請の連名から全朝日労働組合の名を取り下げた。53%強の賛意を踏まえ可能な限りの実質支援はこの後も続けられるが、結果として被害者の反撃を弱め経営側を利する措置に加担した責めは負うことになる。

結果としても、第1組合は執行部をまるまる破壊されて機能不全となり、第3組合も団交をもてない状態となり、第2組合のみが機能するという状況になった。裏返せば、経営の狙いは貫徹されたということになる。

共同通信の場合

共同では、強行出社による反撃にもかかわらず、経営のロックアウト体制を崩すには至らなかった。裏腹に、連携した社内には「次はお前だ!」の恫喝が蔓延、第2次、第3次の解雇があるとの影に怯え、一方の反共攻勢には勢いが増し、組織が崩れ出した。最初に職場ぐるみの離脱に走ったのは写真と技術職場で、一つ出るとあとは歯止めが利かなくなった。

8月19日には公然、新組合準備委員会が立ち、9月30日〜10月1日に結成大会を開き、共同通信労働組合となった。当初加入970人。一方、全新聞共同支部は70人前後にまで落ち込んだ。離脱はしたが新組合には行かなかった者が200人前後。1年後には遂に全新聞共同支部は4人にまで追い落されている。

結果として、組織、執行部の体質は総入替えとなり、新聞各社と同様、解雇容認に転じた。組織総体としては経営に加担し、解雇被害者を見限ったことになる。

だが、有志の連帯は以後も続き、はなから経営に加担したんじゃない、という意識は引き継がれていく。なにより節々において結束を形で現してきたことは大きい。しかも、共同の場合は解雇者と労働組合（全新聞共同支部）が終始連携できていたことも特筆される。

特筆でいえば、もう一つある。ロックアウトの後、第2次解雇が策動されるにあたって社会部長・斎藤正躬が辞表を出し、自宅に籠った。部員宛ての「手紙」が公表されており、

「社会部の皆さん 私は12日、松方専務理事に辞表を出しました、それは社会部員を含む第2次首切りが行われる場合、退社する、という意味のものです、辞表の理由はいうまでもなくこんどの首切りにたいする反対にあります、私は私の部の部員が社をやめさせられることに反対するばかりでなく、こんどの首切り全体に反対なのです。（以下略）」

——とある。

新聞・通信各社を通じ、7・28解雇弾圧に反対し、自らを処した管理職はこの斎藤正躬において外にいない。辞表は預かりとなり、時期をずらし慰留されたが、稀有な事例としてレッド・パーシ研究史に残っている。

共同には、さらにもう一つ特筆があつて、身分保全の仮処分を最高裁まで闘い抜いている。東京地裁が1950年10月5日に却下、続いて東京高裁が翌51年5月31日に抗告を却下、最高裁はさらに翌52年4月2日に特別抗告を却下している。発生が50年7月28日だから、実に1年9カ月を経ての「仮」処分となる。

しかも9日後の4月11日には、ポツダム政令廃止の法律が公布され、月末の28日には対日講和条約が発効しているから、すべてが終わった後でのこのこ現れた古証文といつていい。

「仮処分」にかけた時間といい、「却下」という古証文の中身といい、国民に背を向けた裁判所の実像を暴いて見せたという意味でも、共同の闘いの頑張りの特筆される。

共産党の無為無策

労働組合による組織あげての反レッド・ページ（解雇反対）闘争は、最初から脱落の毎日、読売をはじめほとんどの組織で未然のまま終焉する。中で全朝日の過半数の支持を得ながらの否決、共同の闘いながらの自壊などもあるが、多くは消化不良、矛盾を多々抱えての、前裁きの段階での頓挫だった。しかし結果は結果ということになる。その象徴となる全新聞は、1950年11月末の時点で11組合3000人にまで落ち込んだ。

このような惨状で、自ずと浮かび上がるのは、政治結社としての共産党の無策がある。「共産主義者および同調者」と名指しされながら、有効な反撃は全くみられていない。7・28に至る歴史的視座からみれば、人員整理、要員調整、解雇、追放と名目はさまざまながら、狙いは一貫して共産党排除の政治解雇であったにもかかわらず、対する共産党指導部には、この視座がなかった。

折々の弾圧を、折々の弾圧の中で捉え、折々の、あるいは日常不断的の職場闘争における諸要求の一つに織り込み、結果として埋没していた。しかも、この方式は、競合する労働集団、あるいは大衆から、党勢拡大を目的とした政治活動とみなされ、連帯して権力にあたるきっかけを失ってきた。「共産党員なら（解雇されても）仕方ない」という周辺感情の蔓延がそのことを裏づけている。

いまひとつ、指導部内の不一致も見逃せない。1950年1月のコミンフォルムによる野坂参三らの「平和革命理論」批判に端を発する指導部分裂が克服されないうまま、6月6日以降のGHQによる連続攻撃をもろに受け機能不全に陥っている。

共産党自身、「党の分裂と混乱のもとで、党は、大衆運動にたいする統一的な指導をおこなうことができず、闘争を強力に発展させることができなかった。さらに、レッド・ページその他の弾圧にたいして有効にたたかうことができず、経営支部の大部分が破壊され、労働組合運動にたいする指導力も極度によわめられた」と自己批判しているが、これだけではとても及びつかない。

衰退期の全新聞で執行部を担った大高修一は「労働運動の昂揚期において、情勢に酔い、下部大衆の意識と離れ、幹部の主観的判断で組織をひきまわした誤りがあった」と厳しく述懐している。これは正鵠を射た回想だ。

それにしても、中央委員全員の追放、機関紙『アカハタ』の編集幹部追放ぐるみの停刊を受けた途端、一片の方針すらまとめることなく地下に逃亡したのは責任放棄に等しい。「獄中18年」から5年余、その恐怖、なお体に染みついていたのかもしれないが、歴史の批判に耐えられる逃亡ではなかった。

「下部で国際派除名 日共のお家騒動激化」（8月3日付『朝日新聞』）「かくまえば処罰 徳田氏らの捜索強化」（同4日付『朝日』）「日共の内部抗争激化 主流派を攻撃」（同13日付『朝日』）等々、仁王立ちにもほど遠い、無様をさらしている。

すべて、GHQおよび日本政府によって足元見透かされ、弱点を突かれ、いいように振り回された、そんな無惨が遺されている。良心の自由、言論・表現の自由に対する攻撃として、大衆に広く理解され、共感される方針と闘いを編み出していれば、事態は大きく違った展開になっていた。

【注】

- ・中央委員会決定Ⅱマッカーサー書簡からの引用に正確を欠く部分があるが、決定文書なので、そのままとした。
- ・ユニオンショップ制Ⅱ当時の労協第6条の原文は以下のとおり。
- 第6条 毎日新聞社従業員は原則として左の各号に該当する者（部長職等Ⅱ略）を除き組合員でなければならないことに会社は同意する。したがって会社は従業員の雇用に際し2週間以内に組合に加入することを条件とする。また会社は組合が加入を拒んだもの、組合規約によつて除名したものは原則として退社させるⅡ以下略
- ・読売従組の決定Ⅱ『読売労組五十年史』から引用。
- ・労連中執決定Ⅱ『新聞労働者のあゆみ―新聞労連結成10周年を記念して』から引用。1960年刊で、既に発足時の反共同体質から脱却して全新聞の闘いを織り込むなど客観記述に努めているが、なお、発足時に権力加担した状況に対する総括はなされていない。
- ・ネピアメモⅡ新聞労連代表との記録。3人の個人名がローマ字表記で明示されており、当時の役員名簿等から判読した。三浦武男は労連委員長。湯浅は朝日の第二組合の所属。全文をネピアメモ3として巻末資料編2 87頁に収録。
- ・地域別大会Ⅱ労働組合の最高意思決定機関は大会だが、毎日や朝日では本社機構のある東京、大阪、西部などに支部を置いており、緊急の場合等には支部ごとに「大会」を開き、同議題、同時進行で議事を進め、採決を集計し、大会決定とする旨を規約で決めている。
- ・共同社会部長の手紙Ⅱ『梶谷編刊』の共同の項から引用。新井直之の注書きによると、手紙は斎藤本人の直筆ではなく、本人と親しかった解雇者のひとりが意を体して代筆した。しかし本人も内容をそらんじており、直筆同然であることを新井に語っている。
- ・最高裁大法廷決定Ⅱ『戦後史の汚点』から引用。決定の主要部分は以下の通り。

この書簡（一九五〇年七月一八日付マッカーサー書簡）は直接には日本政府に対して「アカハタ」及びその後継紙並びにその同類紙の発行を無期限に停止する措置をとるよう指令したものの如くであるが、右の文言の全趣旨を本件にあらわれた他の資料と共に考え合わせると、一般に相手方のような報道機関から共産主義者又はその支持者を排除すべきことを要請した指示であることは明らかである。

また右の書簡は内閣総理大臣吉田茂に宛てられたものではあるが、前記日付の官報にも公表されており、それは同時に日本のすべての国家機関並びに国民に対する指示でもあると認むべきである。

日本の国家機関及び国民が連合国最高司令官の発する一切の命令指示に誠実且つ迅速に服従する義務を有すること（昭和二〇年九月二日降伏文書五項、同日連合国最高司令官指令一号一二項）、従って日本の法令は右の指示に抵触する限りにおいてその適用を排除されることはいうまでもないところであるから、相手方共同通信社が連合国最高司令官の指示に従ってなした本件解雇は法律上の効力を有するものと認めなければならない。

・コミンフォルムⅡ25頁の注参照。

- ・共産党の自己批判Ⅱ『朝日証言録』23頁から引用。原典は「日本共産党の五十年」（『前衛』1972年8月臨時増刊128頁132頁）
- ・大高修一Ⅱ1950年11月、全新聞委員長に就任。朝日支部。『労連10年史』寄稿から引用。

【用語】

- ・『労連10年史』Ⅱ『新聞労働者のあゆみ』
- ・『読労50年史』Ⅱ『読売労組五十年史』